

大東市立四条北小学校長寿命化改良工事
基本・実施設計業務委託に係る公募型
プロポーザル募集要領

令和6年10月

大東市教育委員会

— 目 次 —

1. 業務の概要等	1
2. 参加資格	2
3. 全体スケジュール	3
4. 応募手続き	4
5. 審査方法	7
6. 一次審査(書類審査)	8
7. 二次審査(ヒアリング審査)	8
8. 契約候補者(最優秀提案者)の選定	11
9. 契約候補者の公表	11
10. 契約手続き	12
11. 担当窓口(事務局)	12
資料・関連資料	13



大東市立四条北小学校長寿命化改良工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

はじめに(業務の趣旨・目的)

大東市の小・中学校は、昭和40年代から50年代の急激な人口増加期に集中整備され、多くの建物が築40年を超えていることから、今後、「大東市小中学校長寿命化計画」(以下「長寿命化計画」という。)に基づき、大規模な改修工事を進めていくこととしている。

一方、長寿命化改修では、既存の学校施設を長く大事に使うことに重点を置いた老朽化対策工事を進めることはもとより、国の「学校施設整備指針」や最新の教育動向などを踏まえ、子どもたちの多様な教育的ニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化、地域との連携、環境との共生などを実現する施設整備が求められており、「長寿命化計画」でも、整備の基本的な考え方として、①子どもたちの主体的な活動を支援する施設整備、②居住性の高いゆとりある施設整備、③安全性に配慮した施設整備、④地域との連携に資する施設整備の4点を基本方針としているところである。

以上のような趣旨・目的を実現するためには、教育委員会や学校関係者の思いを柔軟に取り入れつつ、設計段階における創意工夫が大変重要であり、設計業務にあたる事業者には高度且つ専門的な技術が要求される。

本業務は、「長寿命化計画」に基づく学校施設の改修にあたり、「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「大東市教育大綱」などの関連計画との整合性を図りつつ、本市の特性に応じた持続的で魅力ある学びの場を構築していくことを目的として、豊富な経験と高い技術力を有し、また発想力豊かな事業者から技術提案を受けるため、本市が特に重視するものとして3つの評価テーマを設定し(9～10ページ)、公募型プロポーザル方式により設計業務事業者を選定するものである。

1. 業務の概要等

(1) 業務名

大東市立四条北小学校長寿命化改良工事基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

本業務は、「長寿命化計画」あるいは「大東市立四条北小学校施設の概要」(以下「施設概要」という。)に基づき、施設の老朽化・社会的劣化等への対策、教育機能の向上を目的に実施する、「大東市立四条北小学校長寿命化改良工事」及びこれに附帯する工事の基本・実施設計業務を行うものである。なお、詳細な内容については、「大東市立四条北小学校長寿命化改良工事基本・実施設計業務委託仕様書【改修等】」、「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」を参照すること。

(3) 主な施設の概要 ※「施設概要」も合わせて参照すること。

- ・《名称》大東市立四条北小学校(昭和41年4月創立)
- ・《所在地》大東市西楠の里町14番1号
- ・《建物用途》小学校

- ・《敷地面積》12,550㎡
- ・《児童数》408名(令和6年9月1日現在)

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月19日(木)までとする。なお、令和7年9月末日までに概算工事費を算出し、基本設計図書を提出すること。

(5) 委託上限額

91,347,300円(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 特記事項

- ・本業務には、空調機(校舎)改修を行うための機械・電気設備設計も含まれるが、空調機(校舎)の老朽化が著しいことから、空調機(校舎)改修工事については、長寿命化改良工事に先行して実施したいと考えている。従って、空調機(校舎)改修機械・電気設備設計の成果品については、令和7年7月末を目途に部分引渡しを求めるので、それを念頭に置いて本業務の作業を進めること。当該成果品に対しては、検査によって当該業務の完了を確認した後、引渡し部分に相応する委託金額を支払うものとする。なお、引渡し部分相応委託金額については、契約手続き前に改めて協議を行うが、本市としては契約金額の4割程度を想定している。前払金(契約金額の10分の3以内)を請求する場合、引渡し部分相応委託金額に前払金は含まれるので留意のこと。
- ・児童が日常的に使用する教室の空調機や、老朽化により著しく空調機能が劣化している教室の空調機を、最優先で先行して改修したいと考えている。先行して改修する教室と長寿命化改良工事の中で改修する教室との区分けは、設計の過程で協議して決定していくこととする。
- ・屋内運動場の空調機については、避難所環境を改善する目的から、さらに先行して設置工事に着手しており、令和6年度中に完了する見込みである。

2. 参加資格

今回のプロポーザルに参加できる者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業、又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体とする。なお、参加資格の基準日は、参加表明書提出日とする。

(1) 単体企業

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ・国税又は地方税を滞納している者。
 - ・政治活動、宗教活動を主たる目的としている者。
- ④大東市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等に該当する者でないこと。
- ⑤大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。(協力事務所についても同様とする。)
- ⑥建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

- ⑦配置する技術者が次のいずれの要件も満たす者であること。
- ・管理技術者は一級建築士の資格を有すること。また、参加者と直接的な雇用関係を有すること。なお、管理技術者は他の業務分野の主任技術者を兼務することはできない。
 - ・管理技術者が1名であること。
 - ・意匠、構造、電気設備、機械設備の各業務分野について、1名の主任技術者を配置すること。また、意匠の主任技術者は、参加者と直接的な雇用関係を有すること。なお、各業務分野の主任技術者は、他の主任技術者を兼務することはできない。
- ⑧他の参加者である設計共同体の構成員となっていないこと。
- ⑨意匠、構造、電気設備、機械設備の各業務分野について、協力事務所が、個別に他の参加者（設計共同体の構成員を含む。）となっていないこと。また、他の参加者（設計共同体の構成員を含む。）の協力事務所となっていないこと。

（２）設計共同体

- ①設計共同体の結成は、構成員の自主的な意思によること。
- ②設計共同体の構成員の数は、2社又は3社とすること。
- ③構成員の出資比率は、次に掲げる区分に応じること。
- ・構成員が2社の場合、30パーセント以上。
 - ・構成員が3社の場合、20パーセント以上。
- ④全ての構成員が、(1)①～⑨までを全て満たす者であること。
- ⑤全ての構成員が、他の参加者である設計共同体の構成員又は協力事務所となっていないこと。
- ⑥代表構成員が次のいずれの要件も満たす者であること。
- ・管理技術者を配置できること。
 - ・設計共同体への出資比率が、構成員中最大の者であること。
- ⑦設計共同体の構成員が次のいずれの要件も満たす者であること。
- ・意匠、構造、電気設備、機械設備の各業務分野について、主任技術者を配置できること。

3. 全体スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には行わない。

全体スケジュール

日時又は期間	内 容
令和6年10月28日(月)	募集要領等の公示(公募開始)
令和6年10月28日(月)～ 11月6日(水)午後5時	質問書受付期間
令和6年11月8日(金) 予定	質問書に対する回答(HPに公開)
令和6年10月29日(火)～ 11月15日(金)午後5時	参加表明書等(一次審査)受付期間
令和6年11月22日(金)	一次審査結果通知
令和6年11月26日(火)、27日(水)	現地見学会(希望者のみ)

令和6年12月12日(木)～ 12月16日(月)午後5時	技術提案書等(二次審査)受付期間
令和6年12月25日(水)	技術提案書等の審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)
令和7年1月上旬(予定)	二次審査結果通知
令和7年1月中旬(予定)	契約締結

※スケジュールに変更が生じた場合は、HPに掲載する。

4. 応募手続き

(1) 募集要領等の公表

①公表方法

令和6年10月28日(月)に募集要領等を、教育委員会事務局教育総務部学校管理課のホームページに掲載する。必要に応じて様式等をダウンロードし使用すること。

②質問書受付

(ア)受付期間

令和6年10月28日(月)～11月6日(水)午後5時まで

(イ)提出方法

質問書(様式第13号)に記載の上、FAX 又は電子メールにより提出すること。なお、誤送信により質疑回答が行えないことを避けるため、提出後は必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

(ウ)質問書に対する回答

上記の質問に対する回答は、令和6年11月8日(金)、ホームページに掲載する予定である。個別には回答しない。

(2) 参加表明書等の提出

①提出書類

(ア)参加表明書

(単体企業の場合は様式第1-1号、設計共同体の場合は様式第1-2号)

(イ)設計共同体協定書(様式第2号) ※該当する場合のみ

(ウ)会社の概要について、以下の書類を提出すること。なお、設計共同体で参加する場合は、構成員全てについて提出すること。

・会社概要(様式第3号)

・法人登記簿謄本又は登記事項証明書(全部事項証明書)

※発行日から3カ月以内のもの。複写可。

(エ)業務実施体制(様式第4号)

(オ)協力事務所の名称等(様式第5号) ※該当する場合のみ

(カ)管理技術者の経歴等(様式第6号)

※様式で求められている添付書類も合わせて提出すること。

(キ)主任技術者の経歴等(様式第7号)

※様式で求められている添付書類も合わせて提出すること。

(ク)事業者の過去10年間の受賞歴(様式第8号) ※該当する場合のみ

(ケ)「2. 参加資格」を証するものとして、以下の書類を提出すること。

- ・国税及び地方税の滞納がないことを証明するもの(様式任意、宣誓書可)
- ・一級建築士事務所の登録証明書の写し
- ・管理技術者及び意匠分野の主任技術者が社員であることを証明するもの(健康保険証の写し等)

②提出部数

1部

③提出期間

令和6年10月29日(火)～11月15日(金)午後5時まで

④提出方法

持参又は郵送(必着)による。

※郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

⑤提出先

担当窓口(12ページに記載)まで提出すること。

⑥留意事項

(ア)参加にあたって必要となる費用は、全て参加者の負担とする。

(イ)使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(ウ)提出された書類は返却しない。

(エ)提出された書類は、本プロポーザル手続きによる事業者の選定以外の目的では使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、大東市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(オ)提出された書類は、本プロポーザル手続きのため必要な範囲内において複製することがある。

(カ)書類提出後、原則、書類の追加・差し替え・修正は認めない。

(キ)書類提出後、原則、管理技術者及び主任技術者の変更は認めない。

⑦失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

(ア)参加資格要件を満たしていないことが判明した場合。

(イ)提出された書類の記載内容に明らかな虚偽が認められた場合。

(ウ)提出期間、提出方法、提出先、所定の様式を守らなかった場合。

(エ)本市の附属機関「大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の委員に接触する等、公正・中立な審査に影響を与える行為が認められた場合。

(オ)その他、選定委員会が不適格と認めた場合。

(3) 現地見学会の実施

技術提案書等の提出者として選定された事業者を対象として、以下のとおり、現地見学会を実施する。

①実施場所・所在地

大東市立四条北小学校(大東市西楠の里町14番1号)

②日程

- ・令和6年11月26日(火)、27日(水)
- ・午前9時から12時まで又は午後1時から4時までの時間枠を予定
- ・先に申込を行った事業者から順に希望の時間枠にて見学会を実施する。

③見学対象施設

(ア)校舎内(給食室を除く)、体育館

※担当職員が同行する。なお、学校運営の都合上、一部の教室については見学できない場合がある。

(イ)校舎周り、駐輪場

④申込方法

- ・令和6年11月25日(月)午後5時までに電話にて担当窓口まで申し込むこと。

⑤見学方法

- ・現地見学は、事業者ごとに実施する。
- ・参加者は、5名以内とする。
- ・カメラ等による撮影は可とするが、児童や学校関係者が特定されるような形で写りこまないよう注意すること。
- ・学校敷地内は全面禁煙となっているので留意のこと。
- ・学校教育活動に支障をきたさないよう留意のこと。

(4) 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出者として選定された事業者は、以下のとおり、技術提案書等を提出すること。

①提出書類

(ア)技術提案書

(単体企業の場合は様式第9-1号、設計共同体の場合は様式第9-2号)

(イ)業務実施方針に関する提案書(様式第10号)

※提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名・組織名、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載してはならない。

(ウ)評価テーマに対する提案書(様式第11号)

※提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名・組織名、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載してはならない。

※評価テーマについては、「7. (2) 技術提案を求める評価テーマ」に記載している。

(エ)価格提案書(見積書、様式任意)

②提出部数

正本1部のほか、副本9部(複写可)を提出すること。

③提出期間

令和6年12月12日(木)～12月16日(月)午後5時まで

④提出方法

持参又は郵送(必着)による。

※郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

⑤提出先

担当窓口(12ページに記載)まで提出すること。

⑥貸与資料

四条北小学校耐震診断業務報告書PDFデータ(一部抜粋)

⑦留意事項

前記4.(2)⑥に記載した内容のほか、以下の事項について留意すること。

(ア)技術提案書等は、1事業者につき1提案とすること。

(イ)技術提案書等は、1部ずつ A4ファイルに左綴じにすること。また、様式ごとにインデックスを付けること。

(ウ)技術提案書等に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、事業者の負担とする。

(エ)技術提案書等の著作権は事業者に帰属するが、契約した事業者の技術提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。

⑧業務実施方針及び評価テーマに対する提案書作成上の留意事項

(ア)業務実施方針及び評価テーマ1つにつき、A3用紙片面1枚とすること。(印刷の向きは縦横ともに可。カラー可。)

(イ)提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

(ウ)視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、模型(模型写真を含む。)、透視図(コンピューターグラフィックスによるものを含む。)、詳細・細部の描き込み、簡易でない表現をしてはならない。

(エ)技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

(オ)説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とならない。

(カ)視覚的表現の取扱いについては、関連資料の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー」(平成 30 年 5 月全国営繕主管課長会議)の49～53ページを参照すること。

⑨失格事項

前記4.(2)⑦に記載した内容のほか、価格提案書の金額が前記1.(5)の委託上限額を超える場合は失格とする。

(5) 辞退する場合

参加表明書の提出後、辞退する場合は、持参又は郵送により辞退届(様式第12号)を提出すること。郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

5. 審査方法

選定委員会において、「大東市立四条北小学校長寿命化改良工事基本・実施設計業務委

託に係る公募型プロポーザル 技術提案書等提出者の選定及び技術提案書等評価要領」(以下「評価要領」という。)に基づき、書類審査又はヒアリング等による審査を実施し、契約候補者を選定する。なお、審査は二段階方式で実施する。

6. 一次審査（書類審査）

評価要領に基づき、選定委員会が参加表明書等の審査を行い、参加表明書等を提出した者のうち、評価の合計点の高いものから3事業者程度を技術提案書等の提出者として選定する。ただし、同評価の提出者が3事業者を超えて存在する場合はこの限りではない。

（1）評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点
管理技術者を除く配置予定技術者の資格	各業務分野の主任技術者が保有する資格について評価する。	5点
過去10年間の同種又は類似業務の実績	管理技術者、各業務分野の主任技術者が過去10年間に完了させた同種又は類似業務の実績について評価する。(※)	10点
事業者の過去10年間の受賞歴	過去の受賞歴について評価する。	10点

(※)平成26年4月1日以降に完了させた下記の業務実績を審査の対象とする。

- ①小・中学校(国公立・私立)の大規模改造設計又は長寿命化改良設計(小・中学校には、義務教育学校を含めるものとする。)
- ②不特定多数の人が利用する教育文化施設・医療施設・福祉施設・商業施設の大規模修繕設計

（2）一次審査結果の通知

審査結果については、令和6年11月22日(金)に文書発送し、応募者に通知する(別途、電子メールでも通知する。)予定だが、応募及び審査状況によっては変更となる場合がある。なお、評価結果は、応募者に通知しないこととする。

7. 二次審査（ヒアリング審査）

一次審査の結果、技術提案書等の提出者として選定された事業者を対象に、評価要領に基づき、選定委員会による二次審査を行う。選定委員会が、プレゼンテーション及びヒアリングを通じて、以下に示す評価項目の提案内容を審査する。

（1）評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点
一次審査の評価点	—	25点
業務実施方針	・業務の理解度及び取り組み意欲 ・業務の実施方針(取組体制、設計チームの特徴、設計工程等)	15点

評価テーマに対する 技術提案	①子どもたちの生命を守り抜く安全・安心な教育環境の整備について	20点
	②新しい時代の学び舎となる柔軟で創造的な学習空間の整備について (以下の2点) Ⅰ．課題点などの指摘 Ⅱ．柔軟で創造的な学習空間の整備	20点
	③円滑な学校運営と工期遵守を両立させる整備の手法、財政負担軽減につながる整備の手法について	10点
価格提案	見積書の受注予定金額について評価する。	10点
合計		100点

(2) 技術提案を求める評価テーマ

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下のとおりとする。関連資料の文部科学省の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(最終報告)」や「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について(報告書)」等を参考にして、事業者の豊富な経験と実績に基づき提案すること。技術提案書を作成する際には、前記4.(4)⑧に記載した「技術提案書作成上の留意事項」を遵守すること。

①子どもたちの生命を守り抜く安全・安心な教育環境の整備について

長寿命化改良が、単に建築時当初の状態に現状回復させるものではなく、新しい時代の学び舎の土台として、子どもたちが「安全・安心」に学習活動に取り組むことができる教育環境を整備したいと考えている。

については、「小学校施設整備指針(令和4年6月)」の内容を十分に踏まえ、以下について提案すること。

非構造部材の耐震化や外壁の補修、設備の更新等の老朽化対策に加え、子どもたちの目線や多様な行動等も考慮した施設の安全対策、災害後すぐに教育活動が再開できる防災機能の強化、それらを実現する教育環境を整備していくにあたり、整備の考え方や手法などについて提案すること。

②新しい時代の学び舎となる柔軟で創造的な学習空間の整備について

老朽化が進む大東市立四条北小学校の校舎を長寿命化改良するにあたっては、創意・工夫を凝らし、子どもたちの学びと生活の場として、特色・魅力ある学校づくりを進めたいと考えている。

については、以下の2点について提案すること。

I. 課題点などの指摘

「施設概要」などを参考にして、施設として大東市立四条北小学校の評価できる点と課題点の見立てを示し、評価できる点についてはそれを生かす方法を、また課題点については改善する方法を提案すること。なお、現在、車いすの児童が北校舎(②-1棟、②-2棟)3階へは行くことができない構造となっているため、その点については、今回の改修においてコストを抑えながら改善を図りたいと考えている。

II. 柔軟で創造的な学習空間の整備

さらに、上記での提案内容も踏まえつつ、(ア)既存建物を最大限に有効活用且つ再配分し、多様な学習活動などに柔軟に対応できる学習空間・執務空間を整備する、(イ)個別最適な学びと協働的な学びにより子どもたちがワクワクと学び続けることができるような学習空間を整備する、以上2点の視点に立って整備していくにあたり、整備の考え方や手法などについて、斬新なアイデア・創造性に基づく新規性や先駆性も取り入れ提案すること。

《具体例》

教室空間の充実、可動間仕切りの設置、個別学習や少人数学習あるいは学年集会などに柔軟に対応できる多目的スペース、廊下などの共用部分の有効活用、図書館の機能向上、アクティブラーニング、家具を含む学びの空間の一体的な計画、職員室などの執務空間の改善、1人1台タブレット端末を活用した創造的な学習環境など

③円滑な学校運営と工期遵守を両立させる整備の手法、財政負担軽減につながる整備の手法について

今回の長寿命化改良工事では、1年を超える工期を想定しており、校舎での子どもたちの学校生活を確保しながら、概ね棟あるいはフロアごとに工事を行う「ローリング方式」を検討しているところである。工事中の既存校舎において学校教育活動が継続されている中、可能な限り児童や教職員の負担を軽減し、一方で工期スケジュールに沿って整備工事を進めることが重要と考えている。

また、今回の改修では、校舎、屋内運動場及びその他全ての付属棟を対象として予定工事費を約19億円と見込んでいるが、本市の財政構造の硬直化、近年の建設物価の高騰を鑑みた場合、コスト削減につながる取り組みが以前にも増して重要であるとも考えている。

については、以下について提案すること。

工事中の騒音、振動、粉塵、臭気等の発生を抑制するための設計上の工夫、予定工期内の概略工程、動線計画について提案をすること。また、可能ならば仮設校舎を用いない実現性の高いローリング方式、それが難しい場合は仮設校舎を用いた効率的なローリング方式や、工期短縮に向けたアイデアや設計上の工夫等について提案すること。特に、施工と齟齬のない設計図の作成手法について、具体的なアイデア等があれば言及すること。さらに、イニシャルコスト及びランニングコストの縮減につながる改修手法や考え方について、具体的に提案すること。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり、技術提案書等の提出者ごとにヒアリングを行う。

①実施日時

令和6年12月25日(水)〔予定〕

②実施場所

技術提案書等の提出者の選定後、別途通知する。

③出席者

配置予定の管理技術者(「様式第6号」に記載されたもの)を含め、5名以内(パソコン操作者を含む。)とする。

④実施方法等

- ・評価項目のうち、「業務実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」の内容について、説明時間20分以内で説明すること。その後、30分程度の質疑応答を行う。
- ・説明及び視覚的表現については、提出済みの技術提案書等に記載した内容と同一とすること。
- ・説明の際、パワーポイントの使用を可とする。スクリーン、プロジェクターは事務局側で用意するが、パソコンは事業者側で準備すること。
- ・事前に提出した技術提案書等の内容の修正は認めない。ヒアリング時の追加資料の提出及び提示も認めない。

(4) 二次審査結果の通知

審査結果については、令和7年1月上旬(予定)に技術提案書等の提出者に通知する。
なお、選定理由・結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

8. 契約候補者(最優秀提案者)の選定

二次審査の結果により、評価点が最も高い事業者を第一位契約候補者(最優秀提案者)に、次に評価点が高い事業者を第二位契約候補者(優秀提案者)に選定する。評価点が同点の場合、「業務実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」の評価点の合計が最も高い事業者を上位者とする。それでも評価点が同点の場合は、価格提案が最も低い事業者を上位者とする。なお、「業務実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」3項目のいずれかの評価点が0点の場合は、契約候補者として選定しない。また、評価点の合計(価格提案の評価点は除く)が54点に満たない場合も契約候補者として選定しない。

技術提案書等の提出者として選定(二次審査)されたものが1事業者であった場合でも、評価点の合計(価格提案の評価点は除く)が54点以上であれば、当該事業者を契約候補者として選定する。

9. 契約候補者の公表

契約候補者選定後、速やかに次に掲げる事項をホームページに公表する。

- (1) 業務名及び業務概要
- (2) 契約候補者を選定した日
- (3) 第一位契約候補者(最優秀提案者)及び評価点
- (4) 第二位契約候補者(優秀提案者)及び評価点
- (5) 応募者数
- (6) その他必要な事項

10. 契約手続き

- (1) 第一位契約候補者に選定された事業者と大東市との間で委託内容について再度調整を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。なお、第一位契約候補者との協議が不調となった場合(失格事項に該当することが認められた場合を含む。)は、次順位である事業者と協議を行うものとする。
- (2) 協議を行う場合でも、契約金額については、二次審査において価格提案した金額以内とする。
- (3) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的として実施したものである。大東市は、当然のことながら技術提案の内容を尊重するが、今回の設計業務において、その内容に拘束されないものとする。
- (4) 選定された契約候補者が特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式第12号)を提出すること。その場合、次順位である事業者と協議を行うものとする。
- (5) 前記4. (2)⑦に記載した失格事項に該当することが発覚した場合は、契約締結後においても契約を解除することができるものとする。

11. 担当窓口（事務局）

部署名:大東市教育委員会 教育総務部 学校管理課

住 所:〒574-0076 大東市曙町4番6号

電 話:072-870-9676

F A X:072-872-2941

E-mail : gakuji@city.daito.lg.jp

資料

- 大東市立四条北小学校長寿命化改良工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書等提出者の選定及び技術提案書等評価要領
- 大東市立四条北小学校長寿命化改良工事基本・実施設計業務委託仕様書【改修等】
- 大東市立四条北小学校施設の概要
- 様式集

様式の名称	様式番号	備考
参加表明書(単体企業用)	様式第1-1号	
参加表明書(設計共同体用)	様式第1-2号	
設計共同体協定書	様式第2号	・該当する場合のみ提出
会社概要	様式第3号	
業務実施体制	様式第4号	
協力事務所の名称等	様式第5号	・該当する場合のみ提出
管理技術者の経歴等	様式第6号	・添付書類も提出のこと
主任技術者の経歴等	様式第7号	・添付書類も提出のこと
事業者の過去10年間の受賞歴	様式第8号	・該当する場合のみ提出 ・添付書類も提出のこと
技術提案書(単体企業用)	様式第9-1号	
技術提案書(設計共同体用)	様式第9-2号	
業務実施方針に関する提案書	様式第10号	
評価テーマに対する提案書	様式第11号	
辞退届	様式第12号	
質問書	様式第13号	

関連資料

- 大東市小中学校長寿命化計画
- 大東市教育大綱(令和3年3月)・大東市教育大綱実施計画(令和6年度版)
- 建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー
(平成30年5月全国営繕主管課長会議)49～53ページ
- 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(最終報告)〔文部科学省〕
【URL】
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm
- これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について(報告書)〔文部科学省〕
【URL】
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00005.htm
- 小学校施設整備指針(令和4年6月)〔文部科学省〕
【URL】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm